

2020年2月1日

消費者庁 消費者教育推進課  
意見募集ご担当者様

公益社団法人フードバンクかながわ  
代表理事 當具 伸一  
代表理事 吉坂 義正

## 「食品ロス削減の推進に関する基本的な方針（素案）」に対する意見

公益社団法人フードバンクかながわは、2018年4月にフードバンク活動を開始した全国唯一の公益社団法人です。法人の設立の目的は、①食品ロスを減らし、食べ物の価値を活かす ②フードバンクを通じて、地域のたすけあい・支え合いを実現する ③生活に困っている人・社会的に弱い立場にある人々の食のセーフティネットを目指す の3点で、「もったいない」を、「分かち合い」～、「ありがとう」～ をモットーに活動をすすめ、1月31日現在、71団体（社）および個人から食品を寄贈いただき、登録している150団体（地方公共団体、社会福祉協議会、地域フードバンク、支援団体等）を通じて、食支援活動をすすめています。

また、この2年弱で延べ約7000名の小中高校生、大学生や消費者、労働者等を対象にフードバンク活動に関わる食品ロスや貧困問題等をテーマに学習や寄贈食品の点検・仕分等の体験研修も積極的にすすめてまいりました。

今般示された、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（素案）」は、国民的にも関心が高い課題について、国内のあらゆる主体が連携しながら、さらに抜本的な施策に取り組むことを示しており、歓迎すべきものであると捉えております。

そのような立場から、この「食品ロス削減の推進に関する基本的な方針（素案）」（以下、基本方針素案）に記載された施策が、日本の食品ロス削減対策を促進する中身となることを期待し、下記6点を要望します。

記

### 1 【該当箇所】

I 食品ロスの削減の推進の意義及び基本的な方向

2 我が国の食品ロスの現状（P3）

#### 【意見の表題】

食品ロスの現状に加えて、年間643万トンの食品ロスを焼却するための費用および温室効果ガス排出量（CO<sub>2</sub>）も明示すべきです。

#### 【理由】

当法人が行う学習会等で横浜市の家庭から出される食品ロスのデータ（資源循環局調べ）を使用していますが、食品ロス10.5万トン（2018年度実績）で、これを焼却するための費用は約27.3億円、温室効果ガス排出量（CO<sub>2</sub>）が25,578トンと説明し、食べ残し（66,500トン）を半減すると約8.6億円の費用と約8100トンの温室効果ガス排出量が削減できるという話をすることにより、食品ロスに対する関心がより高まれていると思われま

す。(横浜市のデータを基に当法人で試算)

さらに多くの方に関心を持ってもらうためにも食品ロスの重量や内訳だけでなく、焼却費用や温室効果ガス排出量等の数値の明示も必要であると考えます。

## **2【該当箇所】**

II. 食品ロスの削減の推進に関する事項

2 基本的施策

(1) 教育及び学習の振興、普及啓発等 (P7-8)

### **【意見の表題】**

教育及び学習の振興、普及啓発等を推進するために、より分かり易い教材（小学生向け、中高生向け、一般向け）を国が作成すべきです。

### **【理由】**

教育及び学習の振興、普及啓発等をすすめるためには、必ず教材が必要です。当法人には、小学生や中高生、大学生、消費者、労働者、民生委員等、様々な年齢層の方々が体験研修（学習とフードドライブで寄せられた食品の点検・仕分等の体験）に来訪されています。皆さんに食品ロスの現状や食品ロスを削減するためにできること（行動）などを説明する際に小学生の低学年と高学年でも話し方、説明の仕方等を変える必要があり、九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会等で作成した教材も活用していますが、広範な方々に理解していただくために苦慮しております。

より多くの方に食品ロスの現状を理解していただき、削減のための行動をしていただくためにも、より分かり易い教材が必要です。教材のベースを国が作成し、地方公共団体等がそれぞれの地域の実態（数値等）を加筆し活用できるようにする必要があると考えます。

## **3【該当箇所】**

II. 食品ロスの削減の推進に関する事項

2 基本的施策

(2) 食品関連事業者等の取組に対する支援 (P8)

(6) 未利用食品を提供するための活動の支援等 (P9-10)

### **【意見の表題】**

外食時の持ち帰り、あるいはフードバンク活動について、適切に商品や食材を取り扱った際の事業者の責任を免除するための制度やガイドラインの策定を具体的に明示すべきです。

### **【理由】**

現在、日本でも外食時の食べきりや持ち帰りを促す取り組み（ドギーバック等の取組）や、フードバンク活動が広がりを見せていますが、いずれも関係者の自主的な取り組みとなっています。

外食時の食べきりや持ち帰りについては、2017年5月に、消費者庁に加え、農林水産省・厚生労働省・環境省の連名で「飲食店等における『食べ残し』対策に取り組むに当たっての留意事項」が発出され、2019年5月には、消費者庁・農林水産省・環境省の連名で「外食時のおいしく『食べきり』ガイド」が発行されています。しかし、その一方

で持ち帰った食品によって事故が発生した際に外食事業者に指導が入る可能性は残されており、外食事業者の懸念を払しょくするためにはさらに踏み込んだ制度的な整理が必要だと考えます。

また、フードバンク活動では、未利用食品の提供を行う企業等とフードバンクの間で合意書・覚書等が取り交わされてはいるものの、企業等が適切に管理をしている食品だとしても万が一事故等が発生してしまう事態を恐れて、フードバンクへの食品提供をリスクと考えて実施できないという声が聞かれます。その一方で、諸外国では事故発生時に食品提供者の責任を免除する法律が、米国、カナダ、オーストラリアなど複数の国で制定されています。

上記を踏まえ、事業者側が食品ロス削減の取り組む際の懸念やリスクを最小限にし、存分に様々な取り組みを行えるよう、制度やガイドラインをさらに整備する必要があると考えます。

#### **4 【該当箇所】**

##### II. 食品ロスの削減の推進に関する事項

##### 2 基本的施策

(6) 未利用食品を提供するための活動の支援等 (P9-10)

#### **【意見の表題】**

フードバンクが継続的・安定的に発展できるよう、人材育成や事務所・倉庫・配送用車両等のインフラ整備など、フードバンク団体の基盤強化に対して国や自治体が継続的に支援していくことを明記すべきです。

#### **【理由】**

フードバンクは、無償で寄附された食品を無償で福祉施設や生活困窮者に提供する活動のため、活動そのものから収益を得ることができません。このため、日本の多くのフードバンクが、活動を持続していくための事業費の確保や、食品の保管・配布などのインフラ整備や人手不足などの課題を抱えています。これらは事業開始当初に限らず、活動が継続・拡大することにより、未利用食品等の取扱量も増え、事業費や人手不足等も拡大することから活動を拡大することが困難な団体も少なくありません。

欧米のフードバンク団体が安定して事業を実施できるのは、豊富な民間からの寄附に加え、政府や自治体による公的資金の投入・支援によるところが大きいと言えます<sup>1</sup>。

フードバンク活動は、食品ロスの削減による環境負荷の低減のみならず、福祉の増進や災害時の食糧支援など極めて公益性の高い活動であり、フードバンク団体の基盤強化のための公的支援の意義や社会的効果も高いと考えられます。

#### **5 【該当箇所】**

##### II. 食品ロスの削減の推進に関する事項

##### 2 基本的施策

#### **【意見表題】**

フードバンクに寄せられる未利用食品を活用し、生活困窮者等への食支援活動を行う団体に対しての支援等を追記すべきです。

**【理由】**

現在、地方公共団体や社会福祉協議会、また、NPO等の民間団体がフードバンク等とも連携しながら生活困窮者等へ未利用食品を活用した食支援を行っていますが、まだ実施できていない地域もあり、また、必要な支援を受けていない生活困窮者等も大勢いる現状にあります。

また、食品ロスの削減の推進により、より多くの未利用食品が寄せられると思われ、すべての未利用食品を有効に活用できなければフードバンク等が廃棄するという事態もあり得ます。

「もったいない」を「ありがとう」につなげていくためには、地域のたすけあい、支え合いの活動を広げる必要があります、こうした支援団体の立ち上げや運営費用等の支援も必要であると考えます。

**6 【該当箇所】**

Ⅲ. 食品ロスの削減の推進の内容に関する事項

1 地方公共団体が策定する食品ロス削減推進計画（P10-11）

**【意見表題】**

地方自治体がフードバンク活動を支援するために必要な施策例について、以下のような具体例を食品ロス削減推進基本計画に盛り込むよう、基本方針に明示すべきです。

- ① フードバンク活動への補助・事業委託
- ② 地方自治体が保有する遊休施設の無償貸与
- ③ 行政から企業に対してのフードバンク活動への支援の要請
- ④ フードバンク事業と生活困窮者自立支援事業など福祉分野との連携の促進
- ⑤ 生活困窮者等への食支援団体や子ども食堂・地域食堂などへの助成・支援
- ⑥ フードドライブへの協力（回収拠点の提供、広報など）

**【理由】**

本方針を踏まえて、都道府県や市町村が食品ロス削減推進計画を策定するよう努めることになっているので、これまでフードバンクに関わったことのない自治体においても取り組みやすいように、具体的な支援策を明記すべきです。

以 上